

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年9月25日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400071号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2400006号

第1 結論

平成2年10月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年10月

国の記録では請求期間の国民年金保険料は未納となっているが、私は、昭和63年9月から平成3年4月までの期間は契約社員として勤務し、国民年金保険料と国民健康保険料を同時に納付していた。請求期間は、A市からB市C区に転居した月のため、引っ越しに伴う手続による納付記録の記載漏れと考えられるので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は1か月と短期間であり、オンライン記録によると、請求期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料は全て納付済みとなっている上、請求期間前後の昭和63年7月から平成2年9月までの期間及び同年11月から平成3年4月までの期間の国民年金保険料は現年度納付となっていることから、請求者の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、請求者の戸籍の附票によると、平成2年10月20日にA市からB市に住所を定めたことが確認できるところ、請求者から提出された年金手帳においても同日に同市に住所変更していることが確認できる上、オンライン記録によると、国民年金被保険者資格の種別変更の手続も適切に行われているなど、請求者の国民年金への関心は高いものと認められる。

さらに、オンライン記録によると、請求期間直後の平成2年11月及び同年12月の国民年金保険料収納年月日は、B市に転入後の同年12月31日であることが確認できるところ、請求者が同市において国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民

年金保険料を現年度納付することが可能であったことから、国民年金保険料に対する納付意識の高い請求者が国民年金の加入手続を行いながら、請求期間の国民年金保険料のみを納付しなかったというのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。